

令和5年度

公の施設の
指定管理者監査結果報告書

監査委員 井 上 孝

同 佐 藤 稔

令和5年度公の施設の指定管理者監査報告書

北竜町監査委員 井 上 孝
同 佐 藤 稔

1. 監査の実施期日
令和5年11月22日（水）
2. 監査の場所
監査委員室
3. 監査の目的
地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者について、公の施設の管理、運営が指定管理者制度の目的に沿って適切に行われているかについて監査を実施した。
4. 監査の対象施設
北竜町が所有する公の施設について、指定管理者に管理、運営を行わせた8協定15施設。
5. 監査実施施設等
対象施設の中から次のとおり抽出し、監査を行った。
 - 1) 施設名
北竜町玄米ばら調製集出荷施設
 - 2) 指定管理者名
JAきたそらち 北竜支所
 - 3) 指定管理料
令和3年度 使用料収入のみをもって管理者に委託する。
令和4年度 同上
 - 4) 所管課
産業課
6. 指定管理者制度の目的
公の施設の設置目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を町が指定する法人その他の団体等である民間活動を導入し、より柔軟で質の高い町民サービスの提供と行政コストの縮減等の効果を期待するもの。

7. 監査の対象年度

令和3年度及び令和4年度

8. 監査の主眼

- 1) 管理に関する協定は適正に締結され、協定書には必要事項が記載されているか。
- 2) 施設は協定書の定めるところにより適切に管理されているか。
- 3) 協定書に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- 4) 利用促進のための努力がなされ、常に経営の改善に取り組んでいるか。
- 5) 管理に係る収支会計は適正か、関係帳簿の整備保存は適切になされているか。
- 6) 公の施設の管理に係る内部規程等は整備されているか。

9. 監査の方法

指定管理者にあらかじめ提出を求めた監査資料に基づき書類審査を行い必要に応じて関係職員から説明を聴取し関係書類の監査を実施した。

10. 指定管理の状況

1) 施設名称及び所在地

北竜町玄米ばら調製集出荷施設

雨竜郡北竜町字和36番地27

2) 指定管理者の指定方法

北竜町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例第2条及び同条例施行規則第2条に基づき公募

3) 指定についての議会の議決

議決月日 令和2年3月13日（議案第21号）

4) 指定管理業務に関する協定書等

協定書締結年月日 令和2年4月1日

協定書第3条に係わる費用についての協議書締結 令和2年4月1日

同上 令和2年4月1日

5) 指定管理者

JAきたそらち 北竜支所

6) 指定管理期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日（5カ年間）

7) 指定間業務に係る収支状況（消費税等相当額を除く）

	令和3年度	令和4年度
総収入	50,520千円	46,908千円
総支出	49,655千円	50,384千円
収支差引	865千円	△3,476千円
	収支報告書	収支報告書

8) 施設の利用実績

	令和3年度		令和4年度	
利用者数・利用料	2,629人	45,644千円	2,414人	42,083千円
同上月平均	876人	15,214千円	804人	14,027千円
同上日平均	33人	577千円	31人	546千円

※金額はいずれも消費税等相当額を含む

※利用者数は延べ人数、実質稼働期間は9月～11月（3ヶ月）

9) 施設の概要

- ・開業年月日 平成8年9月20日
- ・建築面積 2,831.2 m²
- ・建築構造 1F：1,098.11 m²、2F：59.74 m²、3F：56.61 m²
(延べ面積 1,214.46 m²)
- ・駐車場 鉄骨造3階建

10) 主な指定管理業務の範囲

- ・玄米ばら調製集出荷施設及び設備の維持管理
- ・施設の利用の許可
- ・利用料金の收受
- ・上記業務に付随する業務

11. 監査の結果

令和3年度及び令和4年度における指定管理者にかかる出納その他の事務の執行について監査した結果、当該指定管理者の事業運営については、施設の目的に沿ったものであり、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

監査結果の概要は次のとおりです。

- (1) 公の施設の指定管理者の指定手続きは条例に基づき選定されていた。

- (2) 指定管理業務に関する協定書には、指定管理者が行う業務の内容等の必要な事項が記載され締結されていた。
- (3) 指定管理の期間、使用料の収入等の重要事項については協定書に記載され締結されていた。
- (4) 協定書に基づく義務の履行は概ね適切に行われていた
- (5) 指定管理業務に係る収支は、令和3年度までは均衡していたが、令和4年度からは赤字に転じている。

1 2. 監査意見

指摘事項なし